

船橋市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の規定に基づき、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を選任する手続等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(推薦及び募集の方法)

第2条 推進委員になろうとする者を募集する方法は、次のとおりとする。

- (1) 農業者からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦
- (3) 自らの応募

(担当区域)

第3条 法第17条第2項に規定する推進委員が担当する区域及び各区域における推薦及び募集人数は、別表のとおりとする。ただし、募集状況にかかわらず応募状況により、担当地区の調整ができるものとする。

(推薦及び応募の資格)

第4条 推進委員として、推薦を受ける者又は募集に応じる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 農業に関する識見を有すること。
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができること。
- (3) 農業委員会等が開催する会議及び研修会等に優先的に出席できること。

(推薦の手続)

第5条 第2条第1号に規定する推薦は、農業者その他の関係者3名以上で行い、農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人用）（第1号様式）及び欠格条項等に関する申告書及び同意書（第4号様式）を提出することにより行うものとする。

2 第2条第2号に規定する推薦は、農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体用）（第2号様式）及び欠格条項等に関する申告書及び同意書（第4号様式）を提出することにより行うものとする。

(募集の手続)

第6条 募集に応募する者は、農地利用最適化推進委員応募届出書（第3号様式）及び欠

格条項等に関する申告書及び同意書(第4号様式)を提出することにより行うものとする。

2 推進委員の募集に当たっては、次に掲げる方法により、市内の農業者等の関係者への周知に努めるものとする。

- (1) 市広報への掲載
- (2) 市ホームページ
- (3) その他農業委員会が必要と認める方法
(推薦及び募集方法等)

第7条 農業委員会は、あらかじめ推薦及び募集の期間、農地利用最適化推進委員推薦書及び農地利用最適化推進委員応募届出書の提出方法その他必要な事項の公表を行う。

2 推薦及び募集の期間は、おおむね1箇月とする。

3 農業委員会は、推薦及び募集の期間の中間及び期間終了後に、推薦を受け、又は募集に応じた者の氏名、職業、年齢等を遅滞なく市ホームページに公表するものとする。

(農地利用最適化推進委員の選考)

第8条 農業委員会は、第5条及び第6条の規定に基づき推薦を受け、又は募集に応じた者のうちから、農業委員会総会において推進委員を選考するものとする。

(推進委員の補充)

第9条 農業委員会は、推進委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この要綱に定める手続に基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

別表

担当区域	区域	人数
第1区域	小野田町、小室町	1人
第2区域	大神保町、高野台、咲が丘、神保町、みやぎ台、八木が谷、八木が谷町	2人
第3区域	金堀町、楠が山町、車方町、鈴身町、豊富町	2人
第4区域	大穴北、大穴町、大穴南、古和釜町、坪井町、坪井西、坪井東、松が丘	2人
第5区域	金杉、金杉台、金杉町、夏見、夏見台、夏見町、二和西、二和東、馬込町、馬込西、丸山、三咲、三咲町、南三咲	2人
第6区域	旭町、印内、印内町、海神、海神町、海神町西、海神町東、海神町南、葛飾町、上山町、北本町、行田、行田町、古作、古作町、栄町、潮見町、西浦、西船、東中山、日の出、藤原、二子町、本郷町、本町、前貝塚町、湊町、南海神、南本町、本中山、山手、山野町	2人
第7区域	東町、市場、米ヶ崎町、芝山、新高根、駿河台、高瀬町、高根台、高根町、滝台、滝台町、田喜野井、中野木、七林町、習志野、習志野台、西習志野、二宮、飯山満町、浜町、東船橋、前原西、前原東、緑台、三山、宮本、薬円台、薬園台町、若松	2人

第1号様式

年 月 日

農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人用）

1. 推薦を受ける者

フリガナ		性別	生年月日	年齢
氏名		男・女	年 月 日	歳
住所				
電話番号		職業		
経歴				
農業経営 の状況	営農類型	1. 水稲 2. 野菜 3. 果樹 4. 花き 5. 畜産 6. その他（ ）		
	従事日数	日／年		
担当区域				

2. 推薦者（代表）

フリガナ		性別	年齢
氏名		男・女	歳
住所			
電話番号		職業	
推薦の理由			
推薦を受ける者について農業委員への推薦の有無	1. 推薦している 2. 推薦していない		
<p>船橋市農業委員会あて</p> <p>私は、募集要項の内容を了承のうえ、前記1の者を船橋市農地利用最適化推進委員候補者として推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名(自署)</p>			

3. 代表以外の推薦者

船橋市農業委員会あて

私たちは募集要項の内容を了承のうえ、前記 1 に記載されている者を船橋市農地利用最適化推進委員候補者として推薦します。

記

	氏名(自署)	住所 電話番号	性別	年齢	職業
1		() —	男・女	歳	
2		() —	男・女	歳	
3		() —	男・女	歳	
4		() —	男・女	歳	
5		() —	男・女	歳	

4. 推薦を受ける者の農地利用最適化推進委員への考え方及び同意

(1) 考え方

農地利用最適化推進委員として取り組みたいこと
これからの船橋の農業について

(2) 同意事項

船橋市農業委員会あて

私は、募集要項の内容を了承のうえ、船橋市農地利用最適化推進委員候補者として推薦を受けることに同意します。

年 月 日

氏名 (自署)

第2号様式

年 月 日

農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体等用）

1. 推薦を受ける者

フリガナ		性別	生年月日	年齢
氏名		男・女	年 月 日	歳
住所				
電話番号		職業		
経歴				
農業経営 の状況	営農類型	1. 水稲 2. 野菜 3. 果樹 4. 花き 5. 畜産 6. その他（ ）		
	従事日数	日／年		
認定農業者	1. 認定農業者である 2. 認定農業者ではない			
担当区域				

2. 推薦者団体等(代表)

フリガナ		フリガナ	
団体の名称		代表者又は 管理人の氏名	
主たる事務所の住所			
電話番号			
団体の目的			
構成員たる資格		構成員数	
推薦の理由			
推薦を受ける者について農業委員への推薦の有無	1. 推薦している 2. 推薦していない		
<p>船橋市農業委員会あて</p> <p>当団体等は、募集要項の内容を了承のうえ、前記1の者を船橋市農地利用最適化推進委員候補者として推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>団体等名称</p> <p>代表者又は管理人氏名(自署)</p>			

3. 代表以外の推薦者

船橋市農業委員会あて 当団体等は募集要項の内容を了承のうえ、前記1に記載されている者を船橋市農地利用最適化推進委員候補者として推薦します。 <p style="text-align: center;">記</p>					
	団体名 代表者又は 管理者氏名(自署)	住所 電話番号	団体の 目的	構成員 たる資格	構成員 数
1		() -			
2		() -			
3		() -			
4		() -			
5		() -			

4. 推薦を受ける者の農地利用最適化推進委員への考え方及び同意

(1) 考え方

農地利用最適化推進委員として取り組みたいこと
これからの船橋の農業について

(2) 同意事項

船橋市農業委員会あて 私は、募集要項の内容を了承のうえ、船橋市農地利用最適化推進委員候補者として推薦を受けることに同意します。 <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 (自署)</p>

第3号様式

年 月 日

農地利用最適化推進委員候補者応募届出書

1. 応募する者

フリガナ		性 別	生年月日	年 齢
氏 名		男・女	年 月 日	歳
住 所				
電話番号		職 業		
経 歴				
農業経営 の状況	営農類型	1. 水稻 2. 野菜 3. 果樹 4. 花き 5. 畜産 6. その他()		
	従事日数	日/年		
認定農業者	1. 認定農業者である 2. 認定農業者ではない			
担当区域				
応募の理由				
農地利用最適化推進委員として取り組みたいこと				
これからの船橋の農業について				
<p>船橋市農業委員会あて</p> <p>私は募集要項の内容を確認のうえ、船橋市農地利用最適化推進委員候補者に応募します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 (自署)</p>				

第4号様式

欠格条項等に関する申告書及び同意書

私は、農業委員会等に関する法律第8条第4項に規定する下記1及び2の欠格条項のいずれにも該当しておりません。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

また、下記3及び4について同意します。

3. 上記1及び2の事項の確認のため、船橋市農業委員会が本籍地の市町村長に照会をかけること。
4. 住所地及び本籍地の確認のため、船橋市農業委員会が住所地の市町村長に住民票の写しの交付を求めること。

年 月 日

船橋市農業委員会 あて

(本人自署)

住 所 _____

本 籍 地 _____

氏 名 _____

生年月日 _____年____月____日